

宇土市 POS システムセミセルフレジ及びキャッシュレス決済
端末導入業務委託 プロポーザル実施要領

令和5年5月
宇土市

宇土市 POS システムセミセルフレジ及びキャッシュレス決済端末導入業務委託 プロポーザル実施要領

1. 目的

キャッシュレス決済はスーパーやコンビニ、飲食店などで普及しており、国の調査でもキャッシュレスで支払いたい人のニーズが増えている。また、新型コロナウイルス感染症が終息の気配を見せない中、感染拡大防止のために非接触での市民サービスが求められるようになった。

こうしたことから、市民保険課及び税務課の窓口で POS システムセミセルフレジ及びキャッシュレス決済端末(以下「セミセルフレジ等」という。)を導入することにより、市民の利便性向上、新型コロナウイルス感染症拡大防止を図るとともに、現金の取扱いを減らすことで釣り銭等の誤り防止や集計などの業務の効率化を合わせて図ることを目的とする。

2. 業務の概要

2.1 業務の名称

宇土市 POS システムセミセルフレジ及びキャッシュレス決済端末導入業務委託(以下「本業務」という。)

2.2 業務の内容及び仕様

別紙「宇土市 POS システムセミセルフレジ及びキャッシュレス決済端末導入業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり

2.3 業務の期間

(1) 契約期間

契約締結日から令和 6 年 3 月 31 日までとする。

(2) 構築期限

契約締結日から令和 5 年 11 月 30 日までとする。

※業務開始予定日は令和 5 年 12 月 1 日とし、合わせて指定納付受託も開始する。業務開始から契約期間の末日までの期間は、機器の調整や問い合わせ対応などの初期運用支援期間とする。

(3) 運用保守期間

令和 5 年 12 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

2.4 提案上限金額

金 6,083,572 円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

(内訳)

(1) 構築業務 上限 5,948,448 円(税込)

(2) 保守業務 上限 135,124 円(税込)

※(1)、(2) 共通注意事項

① 契約金額は、当市の予算の範囲内において、仕様書における業務内容に基づき契約交

渉の相手方が算定した額(見積額)とする。

②見積書の金額がこの額を超える場合は、その者の提案は無効とする。

③上記金額はセミセルフレジ等の構築、保守にかかる費用であり、指定納付受託業務に係る決済手数料を除く。

④構築業務及び保守業務に分けて契約を行うものとする。

3 プロポーザルに関する事項

3.1 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、委託業務を効果的かつ効率的に実施することができる法人であって、次の条件を満たすものとする。なお、契約候補者決定までの間に、参加資格の要件を満たさなくなった場合は、参加者は、その参加資格を失うものとする。

(1)宇土市指名競争入札名簿(物品購入・役務提供等)に登録のある法人であること。(プロポーザル参加申込受付期間の期限までに登録した法人も認める)

(2)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3)宇土市の指名停止措置を、プロポーザル参加申込受付期間開始日から当該業務の本契約締結の日までの期間内に受けていないこと。

(4)プロポーザル参加申込時点で、宇土市税(法人市民税、軽自動車税など)の滞納がないこと。

(5)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。

(6)宇土市暴力団排除条例(平成23年条例第36号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等、同条第4号に規定する暴力団密接関係者ではないこと。

(7)参加申込書提出日以前に、キャッシュレス決済やPOSシステムセミセルフレジ導入について国又は地方公共団体と直接契約し、本業務に類する業務を完了した実績(現在稼働中のものに限る。)があること。

(8)POSシステムセミセルフレジの調達事業者とキャッシュレス決済事業者が異なり、共同で企画提案する場合は、構成する企業等のそれぞれが第1号から第6号までの条件を満たすこと。

3.2 スケジュール

(1)実施要領等の公表 令和5年5月8日(月)

(2)質問書の提出期限 令和5年5月17日(水)

(3)質問書の回答期限 令和5年5月22日(月)

(4)参加申出書提出期限 令和5年5月26日(金)

(5)参加資格確認通知 令和5年5月30日(火)

(6)企画提案書等審査書類提出期限 令和5年6月6日(火)

(7)プレゼンテーション及び審査 令和5年6月13日(火)(予定)

(8)最終審査結果の通知 令和5年6月下旬(予定)

3.3 実施要領及び仕様書等の配布

- (1) 配布期間 令和5年5月8日(月)～
- (2) 入手方法 宇土市ホームページからダウンロードすること。

3.4 参加申出書の提出

- (1) 提出期限 令和5年5月26日(金)
- (2) 提出書類
 - ① 公募型プロポーザル参加申出書(様式1) 1部 ※代表者印を押印したもの
 - ② 会社概要書(任意様式、直近の決算書を添付すること)
 - ③ 企業の業務実績(任意様式)
- (3) 提出方法
宇土市会計課会計係へ持参又は郵送。持参の場合は開庁日の午前8時30分から午後5時15分までとする。郵送の場合は、受付期間内必着とする。
- (4) 提出先
〒869-0492 熊本県宇土市浦田町 51 番地
宇土市役所会計課(担当:柴尾, 中嶋)
電話番号 0964-22-1111
- (5) 参加資格確認通知
令和5年5月30日(火)に、公募型プロポーザル参加資格確認通知書(様式4)を電子メールにて通知する。

3.5 質問書の提出及び回答

- (1) 質問書の提出期限 令和5年5月17日(水)
- (2) 提出方法 (様式5)質問書を電子メールで送付すること。
提出先 kaikai01@city.uto.lg.jp
※件名は「宇土市セミセルフレジ等導入業務質疑」とすること。
※(1)の期間を過ぎたもののほか、電話やFAX、窓口での質問は受け付けない。
- (3) 回答方法 令和5年5月22日(月)までに宇土市ホームページに掲載する。
※質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除く。また、質問に対する回答は、本プロポーザルに関する追加又は修正とみなす。

3.6 企画提案書等審査書類の提出

- (1) 提出期限 令和5年6月6日(火)
- (2) 提出書類
(任意様式)企画提案書
(様式2)機能要件対応表
(様式3)非機能要件対応表
(任意様式)見積書 正本1部(代表者印を押印したもの)、副本4部
} 正本各1部、副本各4部、電子データ
※保守業務(導入後から令和6年3月まで)に関する見積内訳書(任意様式)も別途提出すること。また、令和6年4月1日以降の1年間(1年度)の保守業務についても見積書(任

意様式)を提出すること。

(3)提出先

3.4 (3) と同様とする。

(4)提出方法

3.4 (4) と同様とする。

3.7 企画提案書などの作成

3.7.1 企画提案書の作成

(別紙 1)企画提案書作成要領に基づき作成すること。

3.7.2 見積書の作成

(1)構築・保守費用

POS システムセミセルフレジ及びキャッシュレス決済端末などの調達費、システム構築費、研修費、他機能導入費並びにシステム運用費(通信費込み)及び保守費など、セミセルフレジ等導入業務にかかる全ての費用(ただし、キャッシュレス決済に係る手数料を除く。)の合計を記載(内訳として保守費用を提示すること)。ただし、構築費用は 5,948,448 円及び保守費用 135,124 円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)を提案金額が上回った者の提案は無効とする。

(2)指定納付受託業務費用(キャッシュレス決済手数料)

指定納付受託業務に係る費用について、キャッシュレス決済のブランドごとの手数料率その他必要な費用を記載すること。

3.8 審査に関する事項

3.8.1 審査、評価方法

- (1)本業務の受託者を選定するため、宇土市 POS システムセミセルフレジ及びキャッシュレス決済端末導入業務委託事業者選定評価委員会(以下「選定委員会」という。)を設置する。
- (2)選定委員会の構成は非公表とする。
- (3)評価は、「宇土市 POS システムセミセルフレジ及びキャッシュレス決済端末導入業務委託事業者選定審査要領」(以下「審査要領」という。)により実施する。

3.8.2 審査(書類、デモンストレーション及びプレゼンテーション審査)

参加資格要件を満たし、かつ提案価格が提案上限金額の範囲内にある者について、デモンストレーション及びプレゼンテーション(45 分)及び質疑応答(15 分)の合計 60 分(準備、片付け含む)により審査を行う。時間、会場等の詳細は、文書等で通知する。

- (1)デモンストレーション及びプレゼンテーションは、提出された企画提案書を用いて行うこと。補足資料としてプレゼンテーションソフト等を使用することを認めるが、資料の追加配付は認めない。
- (2)プロジェクター及びスクリーンは当市が用意するが、パソコンや機器の持ち込みも認める。
- (3)参加人数は 3 人以内とすること。
- (4)デモンストレーション及びプレゼンテーションは、本業務を受託した際の責任者又は従事者

が行うこと。

- (5) 感染症等の状況により、対面での実施が困難な場合は、Web 会議システム上で行う場合がある。
- (6) 審査の結果は、6 月下旬頃に参加者へ電子メールで通知する。

3.8.3 審査結果及び優先交渉権者の公表

審査の総合評価点が最も高い者を優先交渉権者とする。選定委員会における審査の結果は、本プロポーザルの完了後、市公式ホームページに掲載し、公表するものとする。ただし、審査の内容はこの限りでない。

3.9 契約

3.9.1 契約の締結

優先交渉権者と提案内容に基づいて協議を行い、整った場合、本業務にかかる契約を締結する。なお、本業務の全てを再委託することは認めない。ただし、一部を再委託する必要がある場合は、当市と協議の上、その承認を得るものとする。

3.9.2 次点交渉権者との交渉

優先交渉権者が本業務の委託契約を締結できない事由が発生した場合又は協議が整わない場合は、次点交渉権者(基準点に満たない者を除く)と本業務について交渉を行う。

3.9.3 契約条項等

宇土市契約事務規則などの定めるところによる。

3.9.4 指定納付受託業務委託契約

指定納付受託業務委託は、本業務の受託者と別途契約締結することを想定している。

3.10 プロポーザル参加に際しての注意事項

- (1) 次のアからカのいずれかの事項に該当する場合は失格又は無効となることがある。
 - ア 本業務の関係者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
 - イ 他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行った場合
 - ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案内容を意図的に開示した場合
 - エ 提出書類に虚偽の記載を行った場合
 - オ プロポーザル評価終了後に、参加資格を満たしていない事実が発覚した場合
 - カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合
- (2) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて参加者が負うものとする。
- (3) 1 事業者 1 提案とし、複数の提案は認めない。
- (4) 期限後の提出書類の変更若しくは差し替え又は再提出は認めない。(軽微なものを除く)
- (5) 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

(6) 企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とする。

(7) その他

ア プロポーザル参加申込書等を提出した場合であっても、企画提案書等の提出がなされない場合は、辞退したものとする。

イ 参加者は、企画提案書等の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。

ウ 提出書類は、宇土市情報公開条例(平成 11 年条例第 1 号)に基づく情報公開請求の対象となる。

エ 企画提案書等の提出後に辞退する場合は、審査の日の前日午後 5 時 15 分までに、辞退届(様式 6)を宇土市会計課会計係へ直接又は郵送により提出すること。

オ 参加者が 1 者のみの場合であっても審査は実施するが、審査の評価点が配点の 6 割以上の得点となった場合に限り、契約候補者として選定する。

カ 審査経過、評価内容に関する問い合わせ及び審査結果に関する異議申し立ては受け付けない。

以上